

狛福高発第 100211 号  
平成 27 年 5 月 21 日

狛江市地域包括支援センター運営協議会 会長  
宮城 孝 様

狛江市長  
高橋 都彦

狛江市地域包括支援センター運営協議会への諮問について

狛江市附属機関の設置に関する条例（平成 25 年 3 月 29 日条例第 3 号）第 3 条に定めるところにより、下記の事項について、貴協議会の意見を求めます。

記

（1）諮問事項

高齢化社会のさらなる進展を見据えた地域包括支援センターの体制について

## 平成 27 年度狛江市地域包括支援センター運営協議会答申書

狛江市長から高齢化社会の更なる進展を見据えた地域包括支援センターの体制について諮問を受けたことについて、以下のとおり答申する。

### I) 答申の背景

全国的な著しい高齢化の進展により、狛江市の 65 歳以上の高齢者は 18,921 人、高齢化率は 23.8%（平成 27 年 7 月 1 日時点）となっており、現在の市内 3 施設が地域包括支援センターとなった平成 20 年度と比較して、高齢者は約 3,000 人の増、高齢化率も 3.1 ポイントの増となっている。さらに、この流れは、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を経て、平成 54 年（2042 年）でピークを迎えると推計されている。

この高齢の波に伴って、地域包括支援センターの担う業務は増加の一途を辿っており、多大な負担増により、安定した業務遂行が困難な状況にある。平成 23 年度と平成 26 年度を比較すると、負担が大きいとされる相談業務と介護予防ケアプラン関連業務については、相談件数が年間約 4,500 件から約 6,000 件（延べ件数）に、介護予防ケアプラン対象者数が年間 146 人から 224 人（実人数）と大幅な増となっている。

これに対応するため、各センターでは、市の委託費のほか自助捻出により平均 6 名（平成 27 年 4 月 1 日時点。非常勤含む。）の体制をとっているが、それでもなお業務量が過大であり、これに見合った人員を確保できないことが重大な課題となっており、本来、センターが地域で注力すべき相談、訪問、地域のネットワークづくり等を行なうため、その対応が市に対して強く要望されているところである。

なお、株式会社三菱総合研究所の行った地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業報告書（平成 27 年 3 月）が全国 4,557 箇所のセンターに対して行ったアンケート調査によると、センターが抱える課題としては、「業務量が過大（24.7%）」と「業務量に対する職員数の不足（21.5%）」と、業務量に関するものが約半数を占めている。また、その対象業務は、「総合相談支援に関わる業務（21.3%）」と「指定介護予防支援に関わる業務（要支援対象者）（21.3%）」が同割合で最上位となっており、この結果を見る限り、狛江市のセンターが抱える課題は、地域特有のものではなく、全国的な課題であるといえる。

このような背景がある中で、この度、市からセンターの適切な体制について諮問を受けたところであるが、答申の作成にあたっては、高齢化社会におけるセンターの重要性を十分に認識しつつ、各種調査結果を踏まえ慎重な議論を重ねてきたところである。市におかれては、本提言を十分に参酌していただき、その安定的な運営体制の確保に向けて、積極的な検討をすすめていただきたい。

## Ⅱ) センターの実態分析

上述のとおり、センターの業務の中では、全国的に総合相談業務及び指定介護予防支援（介護予防ケアプラン）の負担が大きいものとなっているが、この実態をさらに掘り下げ、狛江市のセンターの業務負担の実態を明らかにするため、以下のとおり調査を実施した。

### 調査1 3日間のタイムスタディ調査（東京都実施）

平成27年7月に東京都がセンターの実態を把握するために実施した調査結果を活用し、独自に取りまとめ、分析を試みた。

調査は、一日の業務内容別業務時間調査（タイムスタディ調査）を行い、どの業務にどの程度の時間を要しているかを客観的に示すもので、各職員が15分ごとに3日分記載する。

#### ○分析のポイント…

- ▶介護予防給付関連業務（介護予防ケアプラン関連）が、全体の3分の1程度（31%）を占めている。
- ▶移動を含めた会議への出席が、全体の5分の1程度（18%）を占めており、その3分の2程度（64%）が市が主催する会議となっている。
- ▶サロン活動、町会・自治会等とのネットワーク構築等の地域における活動が3%となっている。

### 調査2 市とセンターの所掌事務整理

センターの業務負担増の一要因として、市とセンターの業務分担が不明瞭となっていることにより、業務の効率性が阻害され、本来の業務遂行と比較して負担が大きくなっているものが見られる。

このことについて、センターが市との役割分担が不明瞭であると感じている業務、センターが所掌していることに疑義がある業務を事前に抽出し、センター長等の責任者を交えて業務整理を行うための会議を開催した。

整理が必要な主な業務としては、以下のとおりとなった。

#### ○整理が必要とされ議論された事項…

- ▶配食サービスやあんしん見守りサービスなどの市の一般事業においてセンターが作成するアセスメントの内容等について
- ▶虐待ケース及び困難ケースへの対応（訪問・進捗管理等）における市とセンターの役割分担について
- ▶ケアプラン点検事業の推進についてセンターの主任介護支援専門員と市の関わりについて など

### 調査3 他市（類似団体）センターの実態調査

狛江市と人口規模や産業構造が類似している多摩地域の自治体（類似団体）で設置されているセンターの実態を調査し、比較検討することで、狛江市のセンターの適正な体制を検討するうえでの参考とする。

取りまとめについては、各自治体ごとではなく、所掌圏域の高齢者数が近似しているセンターごとにグループ分けを行った。

○実施自治体…国立市・福生市・東大和市・清瀬市・武蔵村山市・稲城市・羽村市・あきる野市（計9市）

○実施結果…別紙資料のとおり。

#### ○分析のポイント…

- ▶他市に比べ、配食サービスやあんしん見守りサービス等の一般事業に必要となるアセスメント作成の業務が多い。
- ▶他市に比べ、定期的かつ頻繁に開催される会議への出席が多い傾向にある。
- ▶市の委託費、職員数等については大きな差は見られない。
- ▶狛江市以外のほぼすべてのセンター（委託形態）において、市内一律ではなく、各所管圏域ごとの高齢者数等により委託費に差がみられる。

### ※ 介護予防ケアプランの委託について

狛江市内3センターの26年度の直接実施プラン件数（委託率）は以下のとおり。

/

- ・こまえ苑（管轄高齢者数6,000人規模） 180件（19.6%）
- ・こまえ正吉苑（管轄高齢者数7,000人規模） 204件（14.6%）

また、調査対象のセンターのうち、管轄高齢者数が同等規模のセンターの委託率は以下のとおり。

- ・管轄高齢者数5,000人規模 約44.0%
- ・管轄高齢者数6,000人規模 約41.0%
- ・管轄高齢者数7,000人規模 約17.6%

※対象者実人数が概数であるものがあることから「約」としている。

なお、株式会社三菱総合研究所の行った地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業報告書（平成27年3月）が全国4,557箇所のセンターに対して行ったアンケート調査によると、以下のような結果が出ている。

#### ① センターから居宅介護支援事業者への委託割合

「～40%以下（13.2%）」が最も多く、次いで「～10%以下（12.7%）」、「～30%以下（12.5%）」、「～50%以下（12.0%）」、「～20%以下（10.7%）」、「～60%以下（10.6%）」となっている。

## ② 1センターあたりの直接実施プラン数

平均 133.4 件／月であり、「50 件以上 100 件未満 (24.1%)」が最も多く、次いで「100 件以上 150 件未満 (16.8%)」、「10 件以上 50 件未満 (14.9%)」、「150 件以上 200 件未満 (10.6%)」、「200 件以上 250 件未満 (5.4%)」の順であった。

### ○分析のポイント…

➤介護予防ケアプランの委託率について、狛江市のセンターはいずれも、管轄する高齢者数が同等規模のセンターの平均よりも下回っている。また、全国的にみても低い部類に属している。

➤狛江市の 1センターあたりの直接実施プラン数は、稲城市を除くと、調査対象のセンターの中で突出して多くなっており、また、全国的に見ても多い部類に属している。

## Ⅲ) 今後の情勢への対応について

今回の答申では、現状の体制改善に向けた提言を主とするため、今後の情勢への対応については具体的な言及を控えるが、今後のセンターの運営に大きな影響を与えるものとしては、① 高齢化のさらなる進展、②介護保険制度の改正の 2 点を避けて考えることはできない。

①については、冒頭でも述べたとおり、高齢化の流れは、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年 (2025 年) を経て、平成 54 年 (2042 年) でピークを迎えると推計されており、これに伴い、高齢者に対する支援の需要は増加し、センターの業務負担が増え続けることは明らかである。

また、②については、主なものとして、

○介護予防給付の一部 (訪問型サービス、通所型サービス) が地域支援事業へと移行し、介護認定を受けておらずとも窓口で行う基本チェックリストの結果により利用することができること。

○介護予防事業のうち、一次予防事業と二次予防事業の区分けがなくなること。

○現在、センターに委託して実施している包括的支援事業について、認知症施策の推進、医療と介護の連携推進等といった新たな事業が追加されること。

などが挙げられるが、新たな包括的支援事業の委託、基本チェックリストの判定による指定介護予防支援 (介護予防ケアプラン) など、市の運用の仕方によっては、センターの業務が著しく過大となり大幅な業務負担増につながる可能性がある。

社会情勢や制度改正に伴う高齢者支援の需要増を避けることはできないが、このような情勢の中でセンターが安定して地域で効果的に機能するために、随時適切な体制について検討し、財政措置も含め柔軟かつ積極的な対応が求められる。

#### IV) 結論

以上の調査・分析結果を踏まえ、以下のとおり答申する。

- 1 多摩地域の類似団体のセンターと比較して、配食サービスをはじめとした一般事業のアセスメント作成業務が多くなっている状況に鑑みて、センターのアセスメントの作成が必要な事業については、アセスメントの項目の必要性等を改めて精査し、整理すること。
- 2 多摩地域の類似団体のセンターと比較して出席する会議が多く、また、日常業務においても多くの時間を割いている状況に鑑みて、センターが参加する会議のうち、市が主催するものについて、その目的及び必要性を精査し、整理すること。
- 3 今回行った各種調査等の結果から、センターの業務実態として指定介護予防支援事業（介護予防ケアプラン関連）の負担が大きくなっており、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域のネットワークづくり等に注力できていないことが明らかとなった。  
指定介護予防支援事業については、多摩地域の類似団体や全国のセンターと比較した際、委託率が低く、直接実施するプラン数が多い状況があり、また、委託化を進めることができない背景としては、狛江市内には委託先となる居宅介護支援事業所の数が少なく、各事業所に当該事業を受託する余力がないという地域性があると考えられる。  
指定介護予防支援事業については、介護報酬が発生する法定業務であることから、当該業務に係る人員等の体制について市が直接支援することは制度上困難であるが、当該法定業務の実施を前提としたうえで、センターが委託事業を円滑に実施することができるよう、センターの業務が総体的に増加している現状と合わせて、人員の増を積極的に検討すること。
- 4 今後のさらなる高齢化の進展及び介護保険制度の改正により高齢者支援の需要の大幅な増加や及び複雑化が確実視される中で、センターの安定的な運営体制の維持・改善に向けた即効性のある対策として、センターの設置数を現行の3か所から、市直営のものも含めて増とすることについて十分な検討を行うこと。  
その他、センターの抱える課題に対し、財政的なものも含め、中長期的な視点から随時適切な措置を検討・対応すること。

以上。

平成 27 年 11 月 20 日

狛江市地域包括支援センター運営協議会

会長 宮城 孝